

# 利 用 上 の 注 意 事 項

第1 火災統計は、消防組織法第40条に基づいて、消防庁が定めた「火災報告取扱要領」により、市町村から報告された令和6年1月から令和6年12月までに県内に発生した火災を集計したものである。令和6年速報値は、消防庁より確定値が公表され次第、確定値へ更新します。

第2 この統計の使用にあたり、次の事項において理解しておく必要がある。

## 1 火災の定義

ここにいう「火災」とは、人の意図に反して発生し、若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいう。

## 2 火災の種類

火災は次の種別に区別する。ただし、火災の種別が2以上複合するときは、焼き損害額の大なるものの種別による。（焼き損害額の大なるものの種別が社会通念上適当でないと認められるときはこの限りでない。）

### (1) 建物火災

ア 「建物火災」とは、建物又はその収容物が焼損した火災をいう。

イ 「建物」とは、土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、興業場、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。

ウ 「収容物」とは、原則として柱、壁等の区画の中心線で囲まれた部分に収容されている物をいう。

### (2) 林野火災

ア 「林野火災」とは、森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。

イ 「森林」とは、木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹と、これらの土地以外で木竹の集団的な生育に供せられる土地をいい、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

ウ 「原野」とは、雑草、かん木類が自然に生育している土地で人が利用しないものをいう。

エ 「牧野」とは、主として家畜の放牧又は家畜の飼料若しくは敷料の採取の目的に供される土地（耕地の目的に供される土地を除く。）をいう。

### (3) 車両火災

「車両火災」とは、自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。

ア 「自動車車両」とは、イの鉄道車両以外の車両で、原動機によって運行することができる車両をいう。

イ 「鉄道車両」とは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）における旅客、貨物の運送を行うための車両又はこれに類する車両をいう。

(4) 船舶火災

ア 「船舶火災」とは、船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。

イ 「船舶」とは、独行機能を有する帆船、汽船及び端舟並びに独行機能を有しない住居船、倉庫船、はしけ等をいう。

(5) 航空機火災

ア 「航空機火災」とは、航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。

イ 「航空機」とは、人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器をいう。

(6) その他の火災

「その他の火災」とは、(1) から (5) までに掲げる火災以外の火災（空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、屋外物品集積場、軌道敷、電柱類等の火災）をいう。

3 火災損害

「火災損害」とは、火災によって受けた直接的な損害をいい、消火のために要した経費、焼跡整理費、り災のための休業による損失等の間接的な損害を除く。

4 焼損棟数

(1) 焼損棟数の算定方法

ア 「焼損棟数」とは、焼損した建物の棟数をいう。

イ 「棟」とは、独立した1つの建物をいう。ただし、渡り廊下の類で2以上の棟に接続しているものは、その部分を折半してそれぞれの棟と同一棟とする。

(2) 焼損の程度

焼損の程度は、次のとおり区分する。

ア 全焼

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の 70 パーセント以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。

イ 半焼

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の 20 パーセント以上のもので全焼に該当しないものをいう。

ウ 部分焼

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の 20 パーセント未満のものでぼやに該当しないものをいう。

エ ぼや

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の 10 パーセント未満であり焼損床面積が1平方メートル未満のもの、建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の 10 パーセント未満であり焼損床面積、焼損表面積が1平方メートル未満のもの、又は収容物のみ焼損したものをいう。

## 5 リ災世帯数

### (1) リ災世帯数の算定方法

ア 一般世帯又は施設等の世帯については、国勢調査の例に準じてリ災世帯数を算出する。

イ 共同住宅の共用部分のみリ災した場合には、リ災世帯数を計上しない。

### (2) リ災程度

世帯のリ災程度は、次のとおり区分する。

#### ア 全損

建物（収容物を含む。）の火災損害額がリ災前の評価額の 70 パーセント以上のものをいう。

#### イ 半損

建物（収容物を含む。）の火災損害額がリ災前の評価額の 20 パーセント以上で、全損に該当しないものをいう。

#### ウ 小損（部分損）

建物（収容物を含む。）の火災損害額がリ災前の評価額の 20 パーセント未満のものをいう。

## 6 死者数及び負傷者数

(1) 「死者」又は「負傷者」とは、火災現場において火災に直接起因して、死亡した者（病死者を除く。）又は負傷者をいう。

(2) 火災により負傷した後、48 時間以内に死亡した者は、火災による死者とする。

## 7 建物火災の種類別分類

### (1) 住宅火災

火元建物が専ら居住の用に供せられる建物（その附属建築物を含む。）である火災のうち、次の(3)に掲げる共同住宅火災を除く建物火災をいう。

### (2) 併用住宅火災

火元建物が産業の用に供せられる部分と居住の用に供せられる部分とが結合した建物で、居住の用に供せられる部分の床面積が延べ面積の 20 パーセント以上の占める建物（その附属建築物を含む。）である火災のうち、(1) 及び(3)～(35)に掲げる建物火災を除く建物火災をいう。

### (3) 共同住宅火災

火元建物が寄宿舍、下宿又は共同住宅（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

### (4) 劇場火災

火元建物が劇場、映画館、演芸場、又は観覧場（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

### (5) 公会堂火災

火元建物が公会堂又は集会場（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

### (6) キャバレー火災

火元建物がキャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

### (7) 遊技場火災

火元建物が遊技場又はダンスホール（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(8) 性風俗店火災

火元建物が性風俗関連特殊営業を営む店舗（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(9) カラオケボックス火災

火元建物がカラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(10) 料理店火災

火元建物が待合、料理店その他これらに類するもの（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(11) 飲食店火災

火元建物が飲食店（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(12) 物品販売店舗火災

火元建物が百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗又は展示場（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(13) 旅館火災

火元建物が旅館、ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(14) 病院火災

火元建物が病院、診療所又は助産所（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(15) グループホーム火災

火元建物が老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人短期入所事業を行う施設、小規模多様機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するもの、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）、短期入所等施設（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(16) 社会福祉施設火災

火元建物が老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（(15)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（(15)に掲げるものを除く。）、老人デイサービス事業を行う施設、小規模多様機能型居宅介護事業を行う施設（(15)に掲げるものを除く。）その他これらに類するもの、更生施設、助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、一時預かり事業又は家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するもの、児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（(15)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所施設は除く。）（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(17) 幼稚園火災

火元建物が幼稚園又は特別支援学校（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(18) 学校火災

火元建物が小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(19) 図書館火災

火元建物が図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(20) 特殊浴場火災

火元建物が蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(21) 公衆浴場火災

火元建物が特殊浴場以外の公衆浴場（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(22) 停車場火災

火元建物が車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(23) 神社・寺院火災

火元建物が神社、寺院、教会その他これらに類するもの（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(24) 工場火災

火元建物が工場又は作業場（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(25) スタジオ火災

火元建物が映画スタジオ又はテレビスタジオ（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(26) 駐車場火災

火元建物が自動車車庫又は駐車場（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(27) 航空機格納庫火災

火元建物が飛行機又は回転翼航空機の格納庫（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(28) 倉庫火災

火元建物が倉庫（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(29) 事務所火災

火元建物が消防法行令（以下、「施行令」という）別表第1（1）項から(14)項に該当しない事業所（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(30) 複合用途（特定）火災

火元建物が複合用途（その一部が施行令別表第1（1）項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる用途に供されているもの）建築物（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(31) 複合用途（非特定）火災

火元建物が複合用途（その一部が前記(30)以外の施行令別表第1に掲げる用途に供されているもの）建築物（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(32) 地下街火災

火元建物が地下街（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(33) 準地下街火災

火元建物が建築物の地階（施行令別表第1(16)の2)項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(34) 文化財火災

火元建物が文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡もしくは重要な文化財として指定され又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物（これらの附属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(35) その他

(1)～(34)までの建物火災以外の建物火災をいう。